

第3回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年10月4日（金）14時00分～15時15分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委 員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西村委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

- (1) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (2) 関係使用者（発注元）からの意見聴取について
- (3) 関係労使からの意見聴取について
- (4) 金額審議について
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (2) 最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果（鳥取県電子部品・デバイス・電子回
路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）
- (4) 令和6年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械

器具製造業最低賃金の改正審議に関する意見聴取実施要領及び実施結果（発注者）

- （５）令和６年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に関する意見聴取実施要領及び実施結果（使用者及び労働者）
- （６）令和６年７月の鳥取県鉱工業指数（鳥取県総務部統計課）
- （７）法人企業景気予測調査結果（鳥取県の概要）（令和６年７月～９月期調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- （８）令和５年 所定内給与額（鳥取県）
- （９）年度別、年齢別常用新規有効求職者数（鳥取県）
- （１０）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業新規求人数の推移図

６ 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第３回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について御報告いたします。現時点で９名全員が出席されております。最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本専門部会は公開しておりますが、傍聴希望はございませんでした。それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 こんにちは。先月、必要性ありということで、審議を進めていくことになりました。それで、本日の議事に入る前に、第２回の専門部会以降の経過について、事務局より説明をしていただきます。

○市村賃金室補佐 ９月１２日に開催されました、第２回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会以降の経過について御説明いたします。

９月１２日に第５４８回鳥取地方最低賃金審議会が開催されました。この審議会におきまして、専門部会報告があり、審議の結果、資料１のとおり鳥取地方最低賃金審議会から鳥取労働局長に対しまして、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情

報通信機械器具製造業最低賃金について改正の必要性ありとの答申がなされました。

これを受けまして、資料2にございますように、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の諮問が行われました。

さらに、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により専門部会の決議をもって審議会の決議とするとの決議がなされました。

このほか書面による意見聴取の実施について御了解いただいているところです。以上が審議会での審議状況でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。今説明のありましたとおり、前回必要性ありということで、必要性を認めるとの結論に達したという報告をさせていただいて、それに対して、鳥取労働局長から審議会会長宛てに、調査審議をお願いするというので、諮問が出されております。ということで、これから、金額について審議をしていくこととなるかと思っておりますので、御協力の方お願いいたします。では、議事に従って進めてまいりたいと思います。

では、議事の1番目です。最低賃金に関する基礎調査結果等についてということで、こちらについて、事務局から説明をお願いします。

[資料説明]

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。今御説明いただいた点について、質問等ありましたらお願いいたします。御意見でもよろしいですけれども、何かありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 何かありましたら、後ほどお願いいたします。では、先に進みます。

では、議事の2番目です。関係使用者、発注元からの意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 関係使用者（発注元）の意見聴取につきましては第548回の本審で御了解いただき実施いたしました。電機の特定最低賃金の改正決定の審議に際しまして、業界における下請け発注に係る状況を把握し、審議に反映させるため、県内の主要事業所から発注者としての下請取引（製造委託）状況や意見を書面により収集することを目的としまして、県内で労働保険の成立している事業所のうち、電気機械器具製造業として、常時労働者数50人以上として把握している事業所28社に書面による意見聴取を依頼しま

した。

[資料説明]

なお、期日までに提出いただいていない事業所に対しましては、電話により協力をお願いしております。今回の取りまとめ日以降に、提出された意見がありましたら、次回の専門部会で御報告いたします。以上となります。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。では、今御説明いただいた点について、質問などありましたらお願いいたします。

(なし)

○佐藤部会長 先に進ませていただきます。

では、議事の3番目です。関係労使からの意見聴取について、こちらについても事務局から説明をお願いいたします。

○市村補佐 それでは、関係使用者からの意見聴取につきましては、2点実施することについて、第548回の本審で御了承いただき実施いたしました。

まず、1点目の意見の提出についてですが、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、9月12日から昨日10月3日までの間、公示により関係労使からの意見を受付けましたが、意見の提出はございませんでした。

続きまして、2点目の関係労使からの書面による意見聴取について説明します。

[資料説明]

○佐藤委員 ありがとうございます。本日は非常にたくさんの資料の説明をいただいたところですが、何か御不明な点とか質問とか御意見とかありましたらお願いいたします。

○西村委員 資料の47ページですが、労働者の方の意見聴取の結果で、性別のところと年齢のところですが、自然な集計だとこういう分布にはならないのではないかなという分布だと私は思うのですが、これは何か原因がある、心当たりと言ったらおかしいですけど。例えば働いている方、男と女の割合がこういう割合ではないという気がしますし、あと年齢にしてもなんか50代が非常に多いような感じもするのですが、これは何か考えられるのか、要するに、アンケートに応えた人は50代が多かったということなのか、その辺はどうでしょうか。

○中塚賃金室長 では、事務局からお答えします。

この意見聴取を実施するに当たりまして、事業所44事業所に、使用者の方と労働者の方ということで、一件ずつお願いしているところですが、労働者の方につきましては、事業所の中で一番低い金額の時間額の方ということでお願いしておりますので、男女別をどうこうということをお願いしているわけではありません。

○西村委員 条件があったということですね。

○中塚賃金室長 そうですね。一番低い額の方ということでお願いしております。

○西村委員 分かりました。

○中塚賃金室長 37ページに依頼文章を載せておりまして、中間辺りで鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の適用を受ける労働者の中で1時間単価の賃金が最も低い労働者1名の方ということで、お願いしているところでございます。

○佐藤部会長 いいですか。

○谷口委員 45ページの使用者側の意見聴取結果の一番上のデータで、賃下げをしたがゼロになっていますが、その下を見たら、③で賃下げを行う上で重視したものというところですが、これ賃下げをしてないというのがゼロに対して行った設問で、賃下げを行った上で重視したという内容が2件収入の減少人件費労務費の増加って入っているのですが、ここはデータとしては正しいんですか、間違っていないですか。

○中塚賃金室長 ③の設問は、賃金改定を行わなかった、又は賃下げを行う上で重視したものとなっております、回答には、①で賃金改定を行わなかったと回答した使用者も含まれています。

○谷口委員 あと48ページで事務局の方から説明があったのが、賃金改定をすべきかどうかのアンケートで、ここで資料説明があったのが、1000円が妥当と回答した金額は1000円が1位というふうに説明があったように私は記憶しているのですが、ここは957円の7件7人の35%方が1位というふうにはなりません。データ上そうですよね。

○中塚賃金室長 失礼しました。お詫びして訂正いたします。この表のとおりです。しかも多いのは957円となります。

○佐藤部会長 はい、そのほか御意見ありますでしょうか。

○石川委員 労働局の方でどう考えているのかというところ、66ページの有効求職者数のデータについて、見解をお伺いしたいのですけれども、22年度と23年度比較して、常用的フルタイム、常用的パートタイム、どちらも、特に中年よりも若いところで、減少

しているということになっていきますので、これが22年と23年なので、いろいろ頭の中ではコロナ禍で景気が悪かったのがちょっとマシになったから求職者が減ったという解釈もできるだろうし、あるいは単純に若い鳥取県民の人口が減ってしまったために減っているという解釈ができるでしょうし、もう一つこの世代が県外に流出しているために、減少しているという解釈もできるだろうし、いろいろな可能性は考えられるのですが、単純に2か年の比較なので、もう少し長いスパンで見えらっしゃる労働局の側としてはこの部分についてどんな捉え方をされているのかというところで、もしお考えがありましたらお聞かせください。

○中塚賃金室長 本来でしたら、お答えすべきことかと思うのですが、専門分野ではないところでございまして、本日いただきました内容につきましては、職業安定部の方にその分析した結果があれば確認しまして、また報告させていただきます。

○石川委員 無理に見解を出してくださいということではございませんので、共有されているお考えがもしあればということをお願いします。

○中塚賃金室長 承知しました。

○佐藤部会長 労働者側は特によろしいですか。他になさそうですので、とりあえず、では議事の方、先に進ませていただいて、また本日の終わりの方でもう一度確認いたしますので、その時に何かありましたらまたお願い致します。

では議事の4番目です。金額審議の方に入らせていただきたいと思います。

本日は最初の金額審議ということになりますので、労働者側、使用者側からそれぞれの御意見をいただきたいと思います。その前に一旦休会いたしまして、河村委員、西村委員と私との三者で、進め方について協議をさせていただきたいと思いますので、会場の準備をお願いいたします。

では、10分程度休会いたします。

[三者協議]

○佐藤部会長 再開をさせていただきます。本日は第一回目の金額審議ということになりますので、まずは、双方分かれていただき、労働者側は労働者側、使用者側は使用者側で、話合ってください。今後の方向性だけ示していただければと考えております。では、会場の準備をお願いします。

どれぐらいの時間が必要でしょうか。

○河村委員 10分ぐらいです。

○佐藤部会長 では、１０分間、休会いたします。

[各側協議]

○佐藤部会長 では、皆さんお戻りになりましたので再開します。

それでは、これから金額審議を進めていく上での、方針というか考え方のようなところをお示しいただければと思います。では、まず労働者側からお願いしたいと思います。

○森本委員 審議に入る前に資料の件ですが、変わった捉え方しても困るってということで、皆さんに共通で認識していただきたいというところが１か所あります。まず、資料の４８ページですが、問６で、これは労働者に聞いているところで、改定すべきという方が２０名で６９％、改定する必要はないという方が７名で２４％というところで、右側に金額も書いてあるわけですが、４２ページが回答用紙ですが、下のところに最低賃金に関する事項ということで、明日１０月５日から９５７円に改正されるということが記載されていて、下の方を読んでいくと、今の特定最低賃金は９０６円だということが記載されています。今度、委員限りの資料の１１ページを見ていただくと、改定すべきと回答した中で、妥当だと思う金額を９５７円と回答した方が、たくさんおられて、ここの理屈が分かっているのかどうかという部分が若干あります。どちらかという使用者側の感じにはなると思いますが、公平性を期すために発言をさせてもらっています。その部分について間違えないような質問の仕方も考えないといけないかも分からないし、こちらの資料の読み解きという部分も考えていかないといけないかと思います。１０００円を越しているという方はある程度認識されていると思いますが、９５７円と書いておられるということは、自分はこの低い金額なので、それは９５７円にするべきだよという取られ方をしているのではないかと感じましたので発言させていただきました。よろしくお願いします。

○田中委員 それは本当にその個人的な見解ですか、それとも労働者側としての見解ですか。

○森本委員 この資料の読み方だけです。

○田中委員 でも、それはとらまえ方でそれぞれ皆が違うと思います。事務局も、出てきたデータをベースに集計しているというふうな話です。

○森本委員 ですから、この問いが上手に聞かれている感じがしないのです。９５７円に１０月５日からなると書いてあるけれど、その下には９０６円と書いてあって、その間の例えばあなたたちも９５７円以下だったら、１０月５日からは９５７円っていう書き方はしないわけですよ。

○田中委員 いや、分かりますよ。言われていることはよく分かります。

○内藤委員 1つの結果ではあると思うのですが、捉え方がいろいろできる結果になっているので、分析の時少し注意をしないといけないというふうに思いましたし、今後もそういう意味では次年度どういう取り方をするかというところが重要だと思っています。

○田中委員 特に今回かなりの大幅なベースが57円できていて、そこから、我々はさらにどうするかという話に置かれているので、専門部会としては結構長期で頑張らなければならないのではないかなと思っています。そうであれば、このデータをもっと突き詰めたり、分析するということが必要であのならやるべきだとは思いますが、そこを事務局若しくは我々でどうすべきなのか、勘違いしないようにしてくださいよってということで、済ましていいものなのかは決めていただけたらと思います。今の言われている内容は理解できます。

○内藤委員 その内容は本審で確認をされていると思うので、その場面に行くまでに、去年と同じ話になりますが、何とかしていかないといけないかなと思います。

○田中委員 去年も同じような話が出たんですよ。

○河村委員 多分、去年まではこういう勘違いをされている回答はなかったような気がします。正直言うと去年までだと改定すべきと回答した大体の人が、希望額1000円以上というところで回答していたのが、今回957円にかなりシフトしているというところを疑問に感じたので、その勘え方の話です。

○佐藤部会長 957円は本来出てくる数字ではないですよ。50円ずつで刻んできますよ。

○西村委員 結局賃金の一番低い方を選んで回答していただいているわけなので、957円よりも低い方がかなりおられるという実態で、多分、今回最低賃金がかかなり上がっている所以その割合が増えた分、こんな結果になったのかなという気持ちです。

○佐藤部会長 分かりました。来年以降アンケートの質問の仕方とかを少し変えた方がいいのかもしれないですね。957円より上に行くかもしれないための資料にするんだということを書かないと、他の業種の人には957円なのに、なんで自分は906円なのかということになるので、だから、なんか職業によって金額が違うのがどうかと思うというのは、自分が低いと思っているからそういう意見なのかなということだと思います。

こういう特賃とか地賃とかが全然分かってない人向けのアンケートですので、分かりやすい説明をつけてあげるといいかもしれないですね。

では、こういうエラーもあるということを踏まえた上で、各側の今年度の進め方や姿

勢をお話いただきたいと思います。

○内藤委員 労働者側の、今後の方向性ということになりますけれども、やはり特定最賃の特性ということで、年齢や業種又は業務内容も含めて特定し基幹労働者に適用するという考え方がありますので、地域別の最低賃金よりも優位性を持った水準にすべきだと考えております。そういった意味では、今回申出も行っておりますし、その内容であったり、今日頂いた資料の内容も踏まえた上で、次回以降金額の提示をさせていただきたいと考えております。以上です。

○佐藤部会長 では、使用者側お願いします。

○西村委員 地域別最低賃金は、その役割というのが全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであるというものに対して、この特定最賃というのは企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を保管するものというように規定されていると思います。もともとこれは特定最賃ではなく、地域別最低賃金の審議の時に話した内容ですけれども、労働者が受け取る賃金というのは仕事をした対価であるということで考えておりますので、労働対価というのは仕事の出来栄えいわゆる生産性をその賃金に反映させるということだと理解をしています。

特定最賃というのは、業種や労働の種類内容によって生産性が異なるという点に注目着目を見ると、地域別最低賃金に比べより実態に近い運用を目指すという仕組みであるというふうにも思っているところです。ただ、労働者側にはそういうセーフティネットというものが制度としてあるのですけれども、では、使用者側はどうだということです。労働者のセーフティネットがある程度カバーできている労働者側については、地域別最低賃金という考え方で、ある程度カバーができていますのですけれども、一方で、我々使用者側には、そういったセーフティネットという考え方がなくて、青天井でいろんなものに対して対応していかないといけないという状況であるわけです。その辺を踏まえた上で、我々もこれまでずっと考えてきて、主張してきたこの内容ですけれども、やはり物価高というものに対する貨幣価値の低下に対する補填というところをベースにして、これからも、主張を続けていきたいと考えております。

我々も次回以降、金額の提示については具体的にさせていただきたいというふうに考えております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他御意見とか、資料についてほかに質問とか御意見とかある方いらっしゃいますか。

(なし)

○佐藤部会長 そうしましたら、次回以降、金額の方を御提示いただいて、おそらく大きな隔たりがあるかと思しますので、次回以降労使でお話をさせていただきたいと思います。

地賃とは違いまして特賃の方は、労働者側、使用者側が、意見をすり合わせていくというのが、本来あるべき姿であって、公益の方はどちらかというと待つというようなことになるかと思いますが、どうしても折り合いがつかないという場合は、またお話を聞かせていただいたりとか、交渉させていただいたりというふうになるかと思えます。なるべく例年どおり全会一致を目指して、審議の方を進めていっていただきたいと思います。

それでは、その他になりますけれども、事務局の方で何か御用意ありますでしょうか

○市村賃金室長補佐 次回の専門部会につきまして説明いたします。

第4回専門部会につきましては10月10日木曜日、午後5時半からとなります。第5回専門部会ですが10月16日水曜日午後5時30分から予定をしております。また予備日といたしまして、10月18日金曜日午後5時から予定をしております。

その他といたしまして、本審が必要となった場合を考慮し、現在日程調査を行っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。次回第4回は10月10日の木曜日、午後5時30分からとなっておりますので、また御参集をお願いいたします。では、第3回の専門部会はこれにて終了としたいと思います。本日はありがとうございました。